

大和郡山市地域公共交通計画
基礎調査・実証実験検討業務

プロポーザル実施要領

令和6年4月

大和郡山市地域公共交通総合連絡協議会
(大和郡山市交通防犯対策課)

1. 事業概要

(1) 業務の名称

「大和郡山市地域公共交通計画基礎調査・実証実験検討業務」

(2) 業務の内容

資料「大和郡山市地域公共交通再編に向けた基礎調査及び検討支援に係る仕様書」(以下、「仕様書」という。)のとおり。

(3) 対象区域

大和郡山市全域

(4) 履行期間

契約締結日から令和7年3月31日

ただし、令和7年度に「大和郡山市地域公共交通計画」策定及び「デマンド交通」を含めた実証実験を予定している。

(5) 提案上限額

13,000,000円(消費税及び地方消費税相当額を含む)

2. 実施形式

「大和郡山市地域公共交通計画基礎調査・実証実験検討業務」に係る委託業者は、公募型プロポーザル方式により選定するものとする。

3. 参加資格要件

本業務への参加は、下記資格を満たしていることを条件とする。

- ① 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- ② 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者または民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

4. 手続き及びスケジュール

- (1) 本プロポーザルに係るスケジュールは、次の通りを予定している。なお、変更する場合は事前に連絡を行う。

実施内容	実施期間または期日
プロポーザル実施の公表	令和6年4月8日(月)
質問受付期限	令和6年4月12日(金)
質問回答期限	令和6年4月17日(水)
参加表明書等提出期限	令和6年4月24日(水)
提案書等提出期限	令和6年4月30日(火)

選定委員会（一次審査）	令和6年5月10日（金）
一次審査結果通知※ 及びプレゼンについての通知	令和6年5月10日（金）
選定委員会（プレゼン）	令和6年5月17日（金）
選定結果の通知（優先交渉権者決定）	令和6年5月17日（金）

※参加表明者が3者を超えた場合のみ実施し3者に絞り込む。

(2) 仕様書等の配付

本プロポーザルに参加を希望する事業者へ、次のとおり仕様書等の書類を配付する。

① 配付資料

- ・資料「仕様書」
- ・様式1「質問書」
- ・様式2「参加表明書」
- ・様式3「参加辞退届」
- ・様式4「暴力団に関与しない旨等の誓約書兼承諾書」

② 配付方法

- ・本市ホームページに公開する。

5. 質問の受付

本プロポーザルに関する質問は、次のとおり提出すること。

(1) 提出書類

様式1「質問書」

(2) 提出期限

令和6年4月12日（金） 17：15まで

(3) 提出方法

下記提出先へ電子メールにて提出すること。

(4) 提出先

〒639-1198 奈良県大和郡山市北郡山町 248 番地 4

大和郡山市 総務部 交通防犯対策課 （担当 源田宛て）

anzen@city.yamatokoriyama.lg.jp

※件名に「【社名】質問書の送付」と記載すること

(5) 回答方法

回答は、令和6年4月17日（水）に各社からの質問を取りまとめ、本市ホームページに掲示する。

6. 参加表明書等の提出

本プロポーザルに参加を希望する事業者は、次のとおり書類を提出すること。

(1) 提出書類

- ・様式2「参加表明書」

- ・様式任意「会社概要書」
- ・様式 4「暴力団に関与ない旨等の誓約書兼承諾書」

(2) 提出方法

記提出先へ持参または郵送にて提出すること。

(3) 提出期限

令和 6 年 4 月 2 4 日（水） 1 7 : 1 5 まで（郵送の場合、同日必着）

(4) 提出方法

直接持参、または、郵送

(5) 提出先

〒639-1198 大和郡山市北郡山町 248-4

大和郡山市 総務部 交通防犯対策課（担当 源田宛て）

(6) 参加の辞退

参加表明書を提出した事業者が本プロポーザルを辞退する場合は、提案書の提出期限までに様式 3「参加辞退届」を提出するものとする。なお、提案書の提出を辞退した者が不利益となるものではない。

7. 提案書等の提出

本プロポーザルに関する提案書等は、次のとおり提出すること。

(1) 提出書類

- ・任意様式「提案書」(※企業業務実績、実施体制、担当者業務実績を含む。)
- ・任意様式「スケジュール表」(※完了時期は令和7年3月末とする。)
- ・任意様式「見積書及び内訳書」

(2) 提出部数及び製本方法

正本：1部、副本：10部、電子媒体：1部

- ① 提案書は、代表者印を押印した正本を1部、会社名等を伏せた副本を10部、CD-ROM に保存したものを1部提出すること。副本は、選定時に使用するため会社名及び会社名が推測できる記述はしないこと。
- ② 提案書は、任意様式とするが、A4 両面印刷で 50 ページ以内とすること(表紙、目次は含めない。)。A3 は 2 ページとカウントする。
- ③ 縦綴じ、横綴じは任意とする。
- ④ 見積書は1部でよい。「大和郡山市地域公共交通総合連絡協議会長」宛てとすること。

(3) 提出期限

令和 6 年 4 月 3 0 日（火） 1 7 : 1 5 まで（郵送の場合、同日必着）

(4) 提出方法

直接持参、または、郵送

(5) 提出先

「6. 参加表明書等の提出」に同じ。

8. 審査および優先交渉権者の決定について

次のとおり審査を実施し、優先交渉権者を決定する。なお、各審査の注意点および評価については「9. 提案書作成要領等」および「10. 評価の観点および配点」を参照すること。

(1) 1次審査

- ・選定委員会において書類選考を行う。
- ・審査の結果、上位3事業者を2次審査対象とする。なお評価点は引き継ぐものとする。
- ・ただし参加事業者が3者を超えない場合は評価のみを行い、選考は行わず、全事業者を2次審査対象とする。

(2) 2次審査

- ・プレゼンテーションによる審査を行う。
- ・持ち時間は、プレゼンテーション 20 分、質疑応答の 10 分の合計 30 分間とし、規定の時間を経過した場合は直ちに終了する。ただし、質疑応答については、持ち時間を延長する場合がある。
- ・必要な機材は、提案者が用意すること。ただしプロジェクタ、スクリーンのみ協議会が用意する。
- ・使用する資料は、提出された技術提案書のみとし、追加資料の配付は認めない。ただし、誤字脱字等がある場合に限り、プレゼンテーション時に説明することは差し支えない。なお、スクリーンへの映写内容は、配付資料と同一でなくてもよい。
- ・事業者の特定につながる行為は禁止する。
- ・発注者は、プレゼンテーションの内容を録画及び録音することができる。
- ・1次審査結果と合わせ、最上位事業者を優先交渉権者とする。

9. 提案書作成要領等

No.	審査対象	審査項目	作成における注意点
1	実施体制	同種業務実績	本市業務と主目的を同じくする同種業務実績を優先的に記載すること
2		配置技術者	本市業務の主目的を理解し業務を遂行のため十分な実績を有する技術者を配置すること
3	見積り	費用	本業務を遂行する上で必要となる費用明細を記載すること
4	技術提案書	業務の理解度	本業務の内容を理解し、仕様書の各項目に対し、適切な業務内容を提案すること
5		独創性	過去の実績等による知見を活かし、本業務遂行にあたって創意工夫できる点があれば提案すること
6		実現性	本業務の目的を理解し、履行期間内においてその目的を達成できるよう工程を示すこと
7	プレゼンテーション	説明能力	技術提案書に整合した説明資料を用意し、明瞭な説明を行うこと
8		取組意欲	(本業務への取り組み姿勢、意欲を総合的に審査する)

10. 評価の観点および配点

		審査対象	配点
評価の観点	実施体制	事業者および担当者の実績	20
	見積り	見積費用	20
	提案書	提案書の内容	40
	プレゼンテーション	プレゼンテーション	20
合計			100

11. 契約までの手続

(1) 業務仕様書

優先交渉権者の提案書を基本に、本協議会と優先交渉権者との協議の上、本業務の業務仕様書を作成する。ただし、優先交渉権者との協議がまとまらない場合は、優先交渉権者との協議を中止し、次席者と協議する。

(2) 見積書

業務仕様書に基づき、優先交渉権者（優先交渉権者との協議がまとまらない場合は次席者）から改めて見積書を徴取する。なお、改めて徴取された見積書の金額は、提案時に提出された見積書の金額を超えないこととする。ただし、本業務実施に関わる対応条件や責務範囲に変更が生じた場合は、この限りではない。

(3) 契約の締結

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づく随意契約を締結する。

12. その他

- ・提案書等の作成及び提出、並びに契約書の作成や提出に係る経費は、すべて参加する事業者の負担とする。
- ・本プロポーザルの内容に関わる情報の公開が求められた場合は、「大和郡山市情報公開条例」に基づき処理を行う（注：公開により対象事業者に不利益を与えることが明らかなものについては非公開）
- ・契約手続及び業務執行において使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨に限るものとする。
- ・本協議会及び本市は参加する事業者の提案書を本プロポーザル以外の目的で使用しないものとする。
- ・参加する事業者より提出された資料については返却しないものとする。
- ・本プロポーザルへ参加する事業者は、本プロポーザルにおいて知り得た情報を本プロポーザル以外の目的で使用しないものとする。

13. 担当・連絡先

〒639-1198 奈良県大和郡山市北郡山町 248 番地 4

大和郡山市 総務部 交通防犯対策課

対応時間： 9:00～17:00（土日祝日除く）

電話番号： 0743-53-1151

E-mail : anzen@city.yamatokoriyama.lg.jp

担当 : 上谷、源田